

平成21年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(○○)第●●号 取立債権請求事件

口頭弁論終結日 平成21年11月24日

判 決

原告 国

被告 株式会社Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2426万7165円及びうち2328万0646円に対する平成21年9月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、平成21年10月から平成23年1月まで、1か月130万円を毎月15日限り支払え。
- 3 被告は、原告に対し、平成23年2月15日が到来したときは、70万円を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

- 1 原告は、主文と同旨の判決を求め、別紙訴状写しのとおり、請求の原因を述べた。
- 2 被告は、請求棄却の判決を求め、請求原因については追って認否するとし、

原告の主張した事実を争うことを明らかにしないので、上記請求原因事実を自
白したものとみなす。

3 よって、原告の請求は理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判官 坂田千絵